

瑞浪市一般廃棄物処理基本計画の第 1 次中間見直しについて

1. 計画の名称

「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」

2. 見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

計画はごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成され、本市においては、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を一本化した「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を定めています。

現行の本計画は、令和 2 年 3 月に策定し、令和 16 年度を計画の最終年度としています。瑞浪市における廃棄物に関する諸問題に対して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、ごみ発生量の削減、適正な処理・処分に取り組んできました。

しかし、本計画の策定以降、新たな法律や計画、脱炭素社会に向けた取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）との整合などに対応する必要性が出てきています。

瑞浪市では第 7 次瑞浪市総合計画及び第 3 次瑞浪市環境基本計画を令和 5 年度に策定しました。岐阜県は廃棄物の減量化に係る基本的な取組や近年の廃棄物処理を取り巻く情勢を踏まえ、第 3 次岐阜県廃棄物処理計画を令和 2 年度に策定しました。また、一般廃棄物の処理主体である市町村等と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続的な適正処理の確保に向けた「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を令和 4 年 3 月に策定しました。なお、この広域化・集約化計画の中で、東濃 5 市において 6 施設（令和 2 年度現在）である焼却等施設について 2 施設とすることが望ましいとされていることから、現在、多治見市、土岐市と瑞浪市の三市でごみ焼却施設の広域化に向けた取り組みを進めているところです。また、国では海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月から施行され、市町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努めることとされています。

こうした状況の変化に対応し、また本計画の策定から令和 6 年度末で 5 年が経過することから、市民、事業者、行政が協働して「循環型社会の形成」を目指す

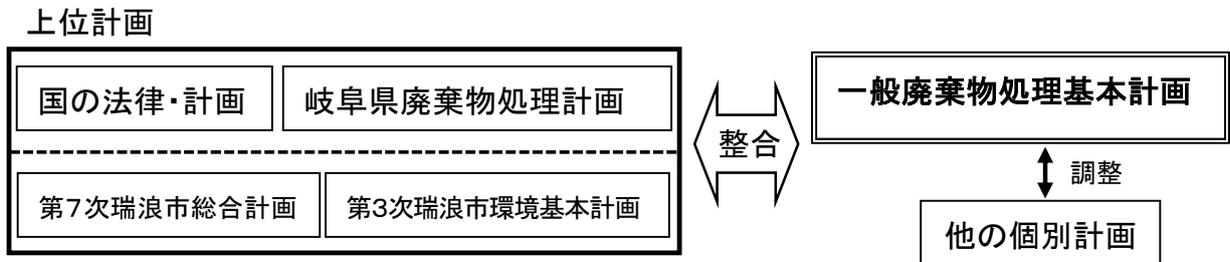
ために、一般廃棄物の処理に係る基本方針を再確認し、一般廃棄物の減量化・リサイクル及び処分に係る目標達成のための施策についての第 1 次中間見直しを実施します。

なお、今回の見直しの中では、埋立処理に関して処分場の直営と市外での処理委託を比較し、今後の瑞浪市不燃物最終処分場の運営方針についての整理検討を併せて行います。

3. 計画の位置づけ

第 7 次瑞浪市総合計画及び第 3 次瑞浪市環境基本計画を上位計画として位置付けるとともに、本市における諸施策との整合を図るものとします。

また、国の法律、計画及び岐阜県が策定している岐阜県廃棄物処理計画等との整合を図ります。

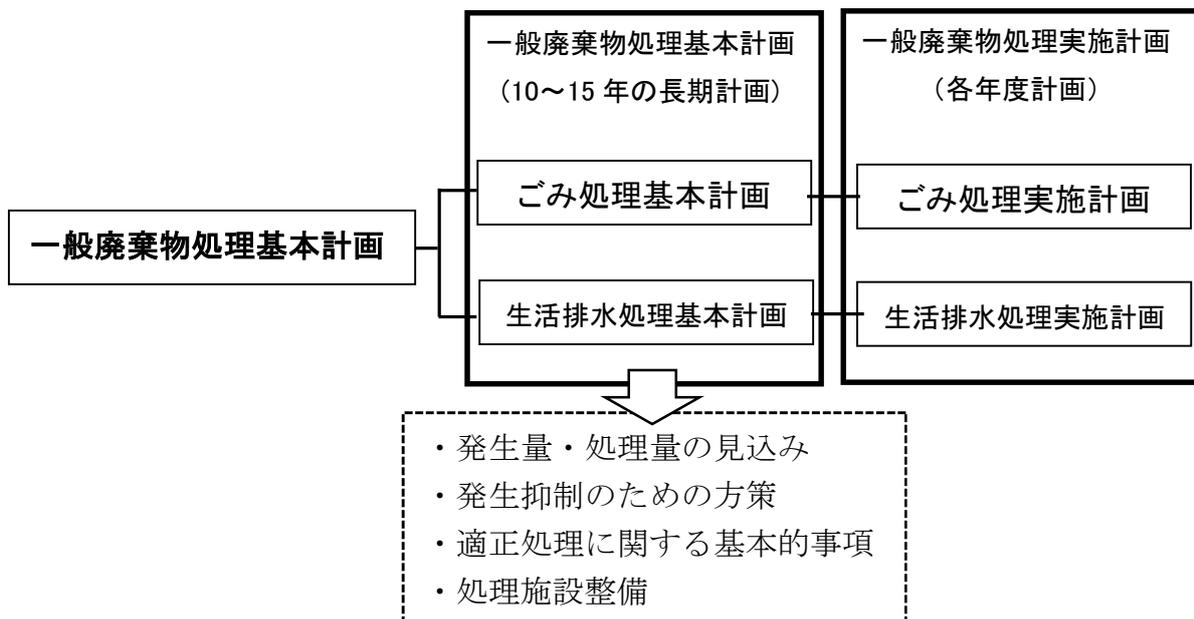


4. 計画の構成

(1) 計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

一般廃棄物の処理計画の構成

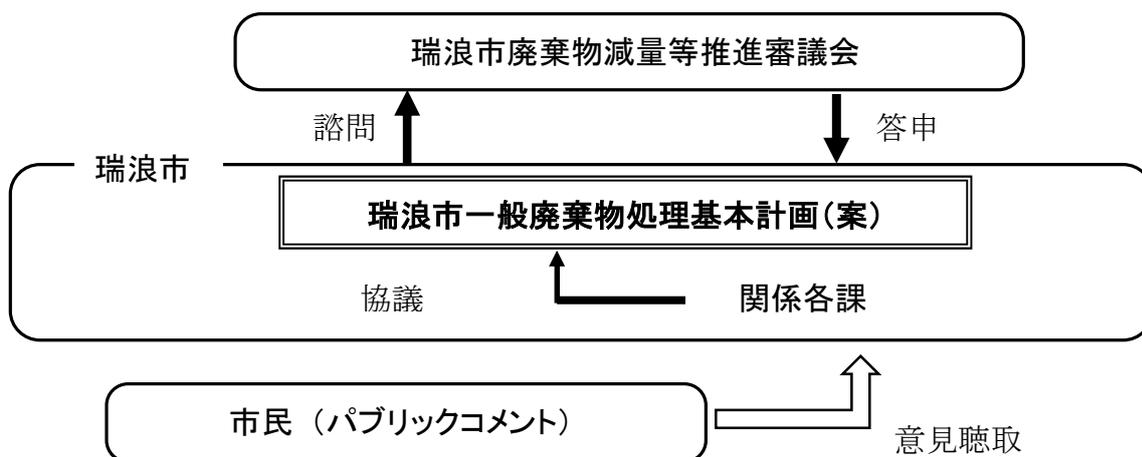


(2) 計画の期間と見直しの時期

環境省が定めた「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定することが適切とされています。

従って本市では、令和 2 年度から令和 16 年度までの 15 年を目標年次としている本計画について、5 年間の経過を反映させた第 1 次の中間見直しを行うこととします。

5. 第 1 次中間見直しに係る組織体制



6. 第 1 次中間見直しスケジュール

令和 6 年 5 月	一般廃棄物処理基本計画策定業務委託契約
7 月	第 1 回廃棄物減量等推進審議会開催（諮問） 計画骨子案の作成
8 月～9 月	アンケート調査実施
10 月	第 2 回廃棄物減量等推進審議会開催 （課題・施策・計画骨子素案提示、検討）
11 月	庁議報告 計画素案の作成
12 月	第 3 回廃棄物減量等推進審議会開催 （計画素案の提示、検討）
令和 7 年 1 月	庁議報告 パブリックコメント実施（1 か月間）
2 月	庁議報告（パブリックコメント結果・最終案報告）
2 月～3 月	第 4 回廃棄物減量等推進審議会開催 （パブリックコメント結果報告・最終案提示）
3 月	廃棄物減量等推進審議会答申 計画を機関決定（庁議、市長決裁）
4 月	市民に周知（ホームページ掲載）

7. 一般廃棄物処理基本計画の関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(一般廃棄物処理計画)

第 2 条 一般廃棄物処理計画は、法第 6 条第 1 項の規定により、市長が定めるものとする。

2 前項の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に定める処理基本計画及び処理実施計画とする。

3 市長は、処理基本計画又は処理実施計画を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更したときも同様とする。